

令和2年第2回衣浦東部広域連合議会臨時会

議 案 書

(令和2年11月24日提出分)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第7号	衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第8号	衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第9号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	5
報告第2号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	7
報告第3号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	9

## 議案第7号

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月24日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の130」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第2条 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年衣浦東部広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「月額に換算した額)に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の130」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加える。

第4条 衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

## 議案第 8 号

衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

衣浦東部広域連合長 神 谷 学

衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合火災予防条例（平成 1 5 年衣浦東部広域連合条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 1 項中「第 6 3 条第 1 3 号」を「第 6 3 条第 1 4 号」に改める。

第 1 7 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 1 2 号において同じ。）をいう」を加え、「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第 1 4 号を第 1 8 号とし、第 1 3 号を第 1 7 号とし、同項第 1 2 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 1 7 条の 2 第 1 項中第 1 2 号を第 1 6 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措

置を講ずること。

第17条の2第1項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第23条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第63条第17号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

#### 一提案理由一

この案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正を行う必要があるため。

## 議案第9号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和2年11月24日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2の3区の項中「北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合」を「北名古屋水道企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合規約別表第2の規定は、令和3年4月1日以後最初にその期日が告示される議員の選挙から適用する。

－提案理由－

この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。





報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分にしたいので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月24日提出

衣浦東部広域連合長 神谷学

## 別紙

### 事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

1 損害賠償額 金 3, 8 5 0 円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和2年8月11日（火）午後11時49分

(2) 発生場所

知立市南新地二丁目地内路上

救急車内

(3) 経過

上記地内において救急車内に傷病者を収容後、ショルダーバッグファスナーを破損させたもの

3 相手側の損害の程度

ショルダーバッグファスナーの破損部分の取り換え

4 過失割合

衣浦東部広域連合 100パーセント 相手方0パーセント

令和2年8月26日専決

衣浦東部広域連合長 神谷 学

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分にしたいので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月24日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

## 別紙

### 事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

1 損害賠償額 金 41,800 円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和2年8月24日(月) 午前11時08分

(2) 発生場所

刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地内

(3) 経過

上記地内において救急車を後退中、車両後部ステップが農機具小屋の雨樋に接触し雨樋を破損させたもの

3 相手側の損害の程度

破損した雨樋の取り換え

4 過失割合

衣浦東部広域連合 100パーセント 相手方 0パーセント

令和2年9月9日専決

衣浦東部広域連合長 神谷 学



